平成２８年（フ）第５４５号
大阪府泉南市樽井６丁目25番５号、前住所大阪府泉南郡熊取町大久保南１丁目1733番地の９－301
破産者　青山　　茂
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５４６号
大阪府泉南市樽井６丁目25番５号、前住所大阪府泉南郡熊取町大久保南１丁目1733番地の９－301
破産者　青山　優子
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１６７１号
札幌市西区二十四軒４条５丁目４番８号コーポさつき203号
破産者　猪狩　幹雄
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８６５号
北海道北広島市中央２丁目８番地16　藤ハイツ第６－105号
破産者　那須野孝人
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９０６号
札幌市中央区南７条西９丁目1026―19　ベラカーサ403号室、住民票上の住所札幌市北区新川２条２丁目12番12―405号
破産者　中川　敬一
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２３号
岩手県釜石市野田町１丁目８番25号
破産者　栗林　静子
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２８年（フ）第６５号
茨城県鹿嶋市大字平井1177番地１（大川住宅Ａ）
破産者　綿引　和成
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第６７号
栃木県佐野市高萩町1232番地２　レオパレスエルピュール108、従前の住所栃木県栃木市大平町富田2073番地15
破産者　野田　充宏
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１９４号
群馬県前橋市大友町２丁目29番地28　あさひレジデンス大友　402号
破産者　冨士　和樹（旧姓原）
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２７３号
群馬県伊勢崎市今泉町１丁目1312番地　メゾンドファミーユ103
破産者　大出　嘉徳
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３０３号
群馬県前橋市荒牧町３丁目４番地15　キャトルセゾンⅡ　101号
破産者　立見　聡之
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１４２９号
埼玉県久喜市吉羽５丁目14番地９
破産者　今利八代美
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４３５号
さいたま市浦和区北浦和３丁目13番16号　サンモール北浦和501
破産者　佐々木雄一郎
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６５号
群馬県太田市南矢島町38番地３　ライズ５－101号、破産手続開始時の住所埼玉県羽生市大字上手子林1427番地４
破産者　大須　佳恵
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２２６号
埼玉県行田市佐間３丁目12番35号
破産者　戸花　正彰
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第３８６号
川崎市川崎区堀之内町７番地27　マリオンテクノウイング川崎　701
破産者　川越　鏡氏
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５３３号
川崎市高津区末長１丁目２番22号　アゼリア七番館　105
破産者　藤原　秀樹
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６１４号
川崎市中原区下小田中１丁目11番49号
破産者　竹越　　哲
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部